

久留米市等発注の公共工事に係る暴力団等排除連携会議設置
要綱

久留米市等発注の公共工事に係る暴力団等排除連携会議設置要綱
(平成28年久留米市庁達第11号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条-第6条)
- 第2章 第1項連携会議(第7条-第9条)
- 第3章 第2項連携会議(第10条-第13条)
- 第4章 雑則(第14条-第16条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、久留米市暴力団排除条例(平成22年久留米市条例第19号)第6条に規定する措置として、公共工事への暴力団等の不当な介入(以下「不当介入」という。)を排除し、公共工事の適切な執行を確保するため、久留米市及び久留米市企業局(以下「久留米市等」という。)が施工する公共工事の発注に当たり、暴力団等排除連携会議(以下「連携会議」という。)を組織することについて、必要な事項を定めるものとする。

(連携会議の設置)

第2条 予定価格が5億円以上の建設工事の発注に当たり、当該工事の施工を担当する部は、工事ごとに第2章に定める連携会議(以下「第1項連携会議」という。)を設置しなければならない。

2 予定価格が1億5千万円以上の建設工事(前項に該当する工事を除く。)の発注に当たり、協働推進部は、工事ごとに第3章に定める連携会議(以下「第2項連携会議」という。)を設置しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、福岡県警察(工事の現場を管轄する警察署を含む。以下「警察」という。)との協議により選定した工事で

あって、市長が必要と認めた工事の発注に当たっては、第1項連携会議又は第2項連携会議を設置することができる。なお、警察との協議に際しては、不当介入のおそれがある工種等の情勢を考慮し選定を行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、連携会議の対象となる工事のうち工場製作工程が主たる工程となる工事については、連携会議を設置しないことができる。

(連携会議の構成)

第3条 連携会議は、対象工事（前条の規定により第1項連携会議又は第2項連携会議を設置する工事をいう。以下同じ。）（附帯工事がある場合は、当該附帯工事を含む。以下この条から第6条までにおいて同じ。）の施工を担当する部（以下「施工部」という。）の部長又は部長相当職の者、契約監理担当部長及び協働推進部長のほか、次の各号に掲げる者を加えなければならない。

- (1) 対象工事を受注した元請負人の代表者（共同企業体の場合は、代表企業の代表者）
- (2) 対象工事を受注した共同企業体の構成企業それぞれの代表者（前号括弧書に掲げる者を除く。）
- (3) 対象工事に携わる下請負人の代表者
- (4) 警察職員

(連携会議設置のための措置)

第4条 対象工事の施工部は、前条に掲げる者で連携会議を構成する旨その他この庁達の施行に関し必要な事項を対象工事の契約書に定めなければならない。

(所掌事務)

第5条 連携会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 対象工事に対する不当介入の防止及び排除の推進に関すること。
- (2) 対象工事への不当介入に係る情報の収集及び交換に関すること。
- (3) 対象工事の元請負人及び下請負人（以下「工事関係者」とい

う。) と関係行政機関との連絡及び調整に関すること。

(4) その他対象工事からの不当介入の排除に必要な措置に関すること。
(責務)

第6条 施工部は、対象工事の元請負人から施工体系図の提出を受けたときは、当該体系図の写しを警察へ提出するものとする。

2 施工部及び協働推進部は、対象工事の現場において警察と連携し、不当介入に関する現場指導を行うものとする。

3 施工部及び協働推進部は、工事関係者が不当介入を受けたとき、又は受けるおそれがあるときは、直ちに報告するよう工事関係者に求めるとともに、報告を受けた事項については、警察に通報するものとする。

第2章 第1項連携会議

(会長等)

第7条 会長は、第1項連携会議を設置する工事の施工を担当する部(以下「第1項連携会議の施工部」という。)の部長又は部長相当職の者(附帯工事がある場合は、主たる建設工事の施工部の部長又は部長相当職の者)とし、副会長は、第3条第1号に規定する者とする。

(総会)

第8条 第1項連携会議は、原則として第3条に規定する者が全員参加する総会とし、総会は会長が招集する。

2 会長は、会議に必要な意見又は説明を聴くため、第3条に規定する者以外の者に参加を求めることができる。

(事務局)

第9条 事務局は、第1項連携会議の施工部とする。

第3章 第2項連携会議

(会長等)

第10条 会長は、協働推進部長とし、副会長は、第3条第1号に規定する者とする。

(研修会)

第11条 第2項連携会議は、第3条第1号から第3号までに規定する者がそれぞれ指定した現場を代表する者（以下「現場代表者」という。）に対する暴力団等排除研修会（以下「研修会」という。）とし、研修会は警察と連携し、会長が実施する。

2 研修会は、工程会議において実施する。この場合において、現場代表者の参加状況等から工程会議において実施することが困難であるときは、工程会議以外の場において実施することができる。

(緊急会合)

第12条 会長は、臨時に協議を行う必要あるときは、第3条に規定する者を招集し緊急会合を開催することができる。

2 会長は、会合に必要な意見又は説明を聴くため、第2項連携会議の構成員以外の者に参加を求めることができる。

(事務局)

第13条 事務局は、協働推進部安全安心推進課とする。

第4章 雑則

(解散)

第14条 連携会議は、久留米市等が当該工事目的物の引渡しを受けたとき、又は元請負契約解除等による当該契約の終了をもって解散するものとする。

(報告)

第15条 連携会議が実施した事項及び収集した情報については、必要に応じ久留米市暴力団排除推進本部設置要綱（平成22年9月26日決裁）第3条第2項に定める本部長に報告する。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか連携会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この庁達は、平成31年4月1日から施行する。